

長野県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南安曇郡梓川村大字梓7092番の10地先から 南安曇郡梓川村大字梓7123番の4地先まで	旧	6.0~17.5 ^m	0.1335 ^{km}
		12.0~54.0	0.1503
同 上	新	12.0~54.0	0.1503

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 波田北大妻豊科線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南安曇郡梓川村大字梓1434番の1地先から 南安曇郡梓川村大字梓1795番の1地先まで	旧	3.5~15.1 ^m	0.1300 ^{km}
		12.0~38.5	0.1515
同 上	新	12.0~38.5	0.1515

道路維持課



公告

平成16年度長野県看護専門学校学生を次のとおり募集します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員等

名称及び所在地	募集人員	修業年限	出 願 資 格
長野県須坂看護専門学校 (以下「須坂看護専門学校」という。 須坂市臥竜2丁目20番1号 (郵便番号 382-0028) (電話 026-248-8311))	40	3年	学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者(平成16年3月卒業見込みの者を含む。)又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者
	20	2年	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定に基づき准看護師の免許を受けた者で次のいずれかに該当するもの(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)
長野県木曾看護専門学校 (以下「木曾看護専門学校」という。 木曾郡木曾福島町6257-2 (郵便番号 397-0001) (電話 0264-22-4057))	30	2年	(1) 免許を受けた後、3年以上看護業務に従事している者
			(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者

2 入学試験

看護専門学校名		試験期日	試験場所	学 力 試 験 等			合格者の発表	
				試 験 科 目	その他	期 日	方 法	
須坂看護専門学校	修業年限 3年	平成16年1月 28日(水)及び 1月29日(木)	須坂看護 専門学校	高等学校卒業程度の国語Ⅰ・Ⅱ(漢文を除く。)数学Ⅰ・A、理科(生物又は化学のうち受験者が選択する1科目)及び英語Ⅰ・Ⅱ		人物考 査	平成16年2月 5日(木)	受験し た看護専 門学校に 掲示する ほか、合 格者には 直接通知 する。
	修業年限 2年	平成16年1月 20日(火)及び 1月21日(水)		准看護師養 成所卒業程 度の専門科 目	教養科目 国語(現代国 語)、数学、 生物及び英 語		平成16年1月 30日(金)	
木曾看護専門学校		平成16年1月 21日(水)及び 1月22日(木)	長野県木 曾合同庁 舎講堂	教養科目 国語(現代国 語)、数学、 生物及び英 語	小論文 及び人 物考 査	平成16年2月 4日(水)		

3 入学志願の手続

看護専門学校名		提 出 書 類	受付場所	受付期間	受 験 料
須坂看護専門学校	修業年限 3年	(1) 入学願書 (2) 健康診断書 (3) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 (4) 卒業した高等学校又は中等教育学校の長の発行する調査書	入学しよう とする看護 専門学校	平成16年1月 5日(月)から 9日(金)まで	2,200円
	修業年限 2年	(1) 入学願書 (2) 健康診断書 (3) 准看護師免許証の写し(官公署の証明のあるもの) (4) 卒業した准看護師養成施設の長の発行する調査書		平成15年12月 18日(木)から 25日(木)まで	
木曾看護専門学校	(5) 出願資格の(1)に該当する者は、看護業務の就業証明書 (6) 出願資格の(2)に該当する者は、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書	平成15年12月 17日(水)から 22日(月)まで			

(注) 1 入学願書及び健康診断書は、入学しようとする看護専門学校で交付する用紙によること。

2 受験料は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、入学しようとする看護専門学校に行くこと(郵便による場合は、切手160円分をはったあて先明記の返信用の封筒(角2封筒)を同封すること。)

医 務 課

公告

母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第12条の規定により、指定養育医療機関から、その名称等が変更になった旨、次のとおり届け出がありました。

平成15年7月22日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	変 更 事 項		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
特定医療法人慈泉会相澤病院	医療法人慈泉会	特定医療法人慈泉会	平成15年6月1日
	医療法人慈泉会相澤病院	特定医療法人慈泉会相澤病院	

保健予防課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 里山塾
- 3 代表者の氏名
田中欣一
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城3020番地475
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ユニバーサルデザインによる地域づくりに関する事業を行い、よって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NPO美ヶ原の遊歩道を整備する会
- 3 代表者の氏名
内田勝
- 4 主たる事務所の所在地
小県郡武石村上武石154
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の方々をはじめ不特定多数の観光客・登山者に対して、美ヶ原高原の遊歩道の整備と自然保護に関する事業を行い、自然を楽しめる豊かで充実した環境づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 友達家
- 3 代表者の氏名
山邊隆永
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字上田2545番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、お年寄り子ども、子育て中の母子が地域で住民と交流しながら、自分らしい生活を送れる様に居場所の提供と、地域交流事業、生活支援事業、宅幼老所事業を行い、高齢者介護、子育て支援、子どもの健全育成の活動と啓発を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 生活支援舎のぞみ
- 3 代表者の氏名
傳田光雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市篠ノ井有旅2337番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢社会における地域福祉の課題に取り組み、市民自らが必要な在宅支援活動を担うことにより、多世代・多様な人と支え合っている、誰でもが住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成15年7月11日、南佐久郡川上村による樋沢地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年7月22日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

土地改良課

公告

平成15年度の長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）、長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり行います。

平成15年7月22日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

1 試験の対象となる職

(1) 長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）

長野県の諸機関に勤務する司書及び診療放射線技師の職

(2) 長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）

長野県の諸機関に勤務する主事及び技師等の職

(3) 長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験

長野県内の市町村立小中学校又は共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）に勤務する県費負担の栄養士の職

(4) 長野県市町村立小中学校事務職員採用試験

長野県内の市町村立小中学校に勤務する県費負担の主事の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
中級	司書	若干名	司書業務
	診療放射線技師	〃	診療用放射線の照射撮影
初級	事務	〃	庶務・経理、企画立案、調査、連絡調整等の一般行政事務
	農業	〃	農業の振興、農業経営の指導援助等
	林業	〃	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
学校栄養	学校栄養	〃	学校給食に関する専門的・技術的な業務
小中事務	小中事務	〃	庶務・経理等の学校事務

3 受験資格等

(1) 国籍及び生年月日

試験の名称	試験区分	国籍及び生年月日
中級	司書 診療放射線技師	昭和43年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
初級	事務 農業 林業	日本国籍を有する者で、昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
学校栄養	学校栄養	昭和43年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
小中事務	小中事務	日本国籍を有する者で、昭和43年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 資格又は免許

試験の名称	試験区分	資格又は免許
中級	司書	司書の資格を有する者（平成16年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。）
	診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者（平成16年の春までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者を含む。）
学校栄養	学校栄養	栄養士の免許を有する者（平成16年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	対象となる試験		試験の内容
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中 級	司 書 診療放射線技師	短大卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
	初 級	事 務 農 業 林 業	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
	学 校 栄 養	学 校 栄 養	短大卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
	小 中 事 務	小 中 事 務	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
専 門 試 験	中 級	司 書 診療放射線技師	短大卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験
	初 級	農 業 林 業	高校卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験
	学 校 栄 養	学 校 栄 養	短大卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験
適 性 試 験	初 級	事 務	照合、計算、分類等の簡単な問題を限られた時間内にできるだけ数多く解答する能力についての択一式筆記試験
	小 中 事 務	小 中 事 務	

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は出題数50題、専門試験は出題数40題、適性試験は出題数120題です。

3 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配 点		合 格 基 準
	中 級 初級(農業・林業) 学 校 栄 養	初 級 (事務) 小 中 事 務	
教 養 試 験	400 点	400 点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分においては当該試験区分の平均正答率。
専 門 試 験	400 点	—	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分においては当該試験区分の平均正答率。
適 性 試 験	—	120 点	各試験区分毎の平均正答率の8割
合 計	800 点	520 点	

ウ 日時及び場所

(ア) 日 時

平成15年9月28日(日) 午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試 験 地	試 験 会 場
長 野 市	長野高等学校 (長野市上松1-16-12)
	長野吉田高等学校 (長野市吉田2-12-9) (予備会場)
松 本 市	松本県ヶ丘高等学校 (松本市県2-1-1)
	松本深志高等学校 (松本市蟻ヶ崎3-8-1) (予備会場)

エ 合格者の発表

平成15年10月上旬に、第1次試験合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

長野県のホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接(2回)による試験
性格検査	性格についての検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
作文試験	1000点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
合計	1000点	

ウ 日時及び場所

平成15年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成15年11月下旬に、第2次試験受験者全員に可否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

長野県のホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成16年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

(4) 3の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあっては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うことになります。

7 給与等

現行の初任給の月額、次のとおりです。

試験の名称	試験区分	初任給
中級	司書	147,250円
	診療放射線技師	162,205円
初級	事務 農林	136,800円

学 校 栄 養	学 校 栄 養	150,765 円
小 中 事 務	小 中 事 務	136,800 円

- (注) 1 上記の金額のほか、勤務箇所、勤務内容によって給料の調整額が支給される場合があります。
- 2 中級及び学校栄養の初任給は新規短大卒業者の、初級及び小中事務の初任給は新規高校卒業者の例であり、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。
- 3 この初任給の月額は平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5パーセント）後の額です。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県人事委員会事務局

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「中級請求」、「初級請求」、「学校栄養請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、長野県のホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（ホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成15年8月6日（水）から8月27日（水）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。（土曜日及び日曜日は閉庁日です。）

なお、郵送による申込みは、8月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

9月11日（木）に発送する予定です。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

	口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる人
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	中級、初級（農業・林業）及び学校栄養の受験者
	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び適性試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	初級（事務）及び小中事務の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4234・4235）にお問い合わせください。

(別表)

教養試験及び専門試験の出題分野一覧表

試験の方法	対象となる試験		出題分野
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中級	司書 診療放射線技師	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈
	初級	事務 農林 農業	
	学校栄養	学校栄養	
	小中事務	小中事務	
専門試験	中級	司書	生涯学習概論 図書館概論 図書館経営論 図書館サービス論 情報サービス論 図書館資料論 専門資料論 資料組織論 児童サービス論 コミュニケーション論 情報機器論
		診療放射線技師	放射線物理学 放射線計測学 基礎医学 放射線生物学(放射線衛生学を含む。) 電気・電子工学(自動制御工学を含む。) 放射線機器工学 画像工学・X線撮影技術学(放射線写真学を含む。) RI検査技術学(放射化学を含む。) 放射線治療技術学 放射線管理学(関係法規を含む。)
	初級	農業	作物 野菜・果樹・草花 栽培環境 農業機械 畜産 農業経営
		林業	林業経営 育林 林業土木 測量 林産加工
学校栄養	学校栄養	公衆衛生 栄養・臨床栄養 食品・食品衛生 給食管理・調理 栄養指導・教育	

人事委員会事務局

公告

平成15年度の長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）を次のとおり行います。

平成15年7月22日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

1 試験の対象となる職

長野県警察本部又は警察署に勤務する主事の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用 予定人員	職務内容
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	事務	若干名	警察行政に関する企画立案、調査、連絡調整等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等

昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
適性試験	照合、計算、分類等の簡単な問題を限られた時間内にできるだけ数多く解答する能力についての択一式筆記試験

- (注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。
- 2 教養試験は出題数50題、適性試験は出題数120題です。
- 3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は、平均正答率。
適性試験	120点	平均正答率の8割。
合計	520点	

ウ 日時及び場所

(ア) 日時

平成15年9月28日(日) 午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	長野高等学校(長野市上松1-16-12)
	長野吉田高等学校(長野市吉田2-12-9) (予備会場)
松本市	松本県ヶ丘高等学校(松本市県2-1-1)
	松本深志高等学校(松本市蟻ヶ崎3-8-1) (予備会場)

エ 第1次試験合格者の発表

平成15年10月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
作文試験	850点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。 評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		
性格検査		
合計	850点	

ウ 日時及び場所

平成15年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成15年11月下旬に、第2次試験受験者全員に可否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成16年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は一般職給料表が適用され、現行の初任給は次のとおり（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5%）後の額）です。

学歴	初任給
短期大学卒業	147,250円
高等学校卒業	136,800円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察初級請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.avis.ne.jp/~police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署に提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ず張り（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ず張り）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成15年8月6日（水）から8月27日（水）までです。

なお、郵送による申込みは、8月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び適性試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 その他

(1) この試験は、長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）と同日程で実施するため、併願はできません。

(2) この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4235）に問い合わせてください。

(別表)

教 養 試 験 の 出 題 分 野

試験の方法	出 題 分 野
教 養 試 験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局